



収 支 報 告 書

令和 5 年分  
(令和 年 月 日開催分)

- (ふりがな) じゆうみんしゆとう くがしぶ
- 1 政治団体の名称 自由民主党 玖珂支部
- 2 主たる事務所の所在地 山口県岩国市玖珂町6387

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2
<input checked="" type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

- 3 代表者の氏名 植野正則
- 4 会計責任者の氏名 西山泰弘

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類	_____
資金管理団体の届出をした者の氏名	_____

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	_____
公職の種類	_____

事務担当者	
(氏名)	<u>植野正則</u>
(電話)	<u>0827-82-3392</u>
(氏名)	_____
(電話)	_____

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額			十億			百万	8	8	2	千	2	0	0	4	円
(前年からの繰越額)							4	7	6		0	0	0	3	
(本年の収入額)							4	6	6		0	0	0	1	
支 出 総 額							2	1	0		0	0	0	0	
翌年への繰越額							3	1	2		0	0	0	4	

## 2 収入項目別金額の内訳

### (1) 個人の負担する党費又は会費

金 額			十億			百万			千	6	0	0	0	円
員 数														5

### (2) 寄附


ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額										備 考		
			十億		百万			千		円			
(ア) 個人からの寄附										0			
(イ) うち特定寄附										0			
(1) 法人その他の団体からの寄附										0			
(2) 政治団体からの寄附										0			
小計 (ア) + (イ) + (1) + (2)										0			
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)										0			
イ 政党匿名寄附										0			
合計 (ア + イ)										0			

令和2年2月3日 4行訂正 会計責任者 西山泰弘



(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入												
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額									年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	百	十	千	百	十	円			
自由民主党 山口県支部連合会			3	0	0	0	0	0	0	令和5年 3月17日	山口県山口市大手町9番11号	
自由民主党 山口県第二選挙区支部			2	0	0	0	0	0	0	令和5年 3月24日	〃	
自由民主党 山口県第二選挙区支部			1	3	0	0	0	0	0	令和5年 3月19日	岩手県合津町1-10-17	
自由民主党 山口県第二選挙区支部			1	0	0	0	0	0	0	令和5年 5月31日	〃	
この頁の小計			4	6	0	0	0	0	0			
合 計			2	3	0	0	0	0	0			

令和5年2月3日 之行進加、2カ所訂正。  
 会計責任者、西山泰弘 



(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表													
項	目	金 額									備 考		
				十億		百万		千		円			
1	経 常 経 費												
(1)	人 件 費						2	1	0	0	0	0	
(2)	光 熱 水 費												
(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費												
(4)	事 務 所 費												
小	計						2	1	0	0	0	0	
2	政 治 活 動 費												
(1)	組 織 活 動 費												
(2)	選 挙 関 係 費												
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費												
ア	機関紙誌の発行事業費												
イ	宣 伝 事 業 費												
ウ	政治資金パーティー開催事業費												
エ	そ の 他 の 事 業 費												
(4)	調 査 研 究 費												
(5)	寄 附 ・ 交 付 金												
(6)	そ の 他 の 経 費												
小	計												
合	計						2	1	0	0	0	0	

(その17)

## 資 産 等 の 状 況

### 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

○  
宣

○  
誓

○  
書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 1 月 12 日

政治団体の名称 自由民主党 玖珂支部

会計責任者の氏名 西山 泰弘 (西山)

代表者の氏名  
(解散の場合に限る。)

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。